

事故米不正転売事件の解明と再発防止を求める意見書

農薬やカビ毒に汚染された米が、食用として不正に転売され、焼酎や米菓の原料のみならず、保育所、病院や特別養護老人ホームの給食にも使われ、何も知らない消費者の口に入ってしまったことが発覚した。国民に食の安全に対する不信と不安が広がっており、事故米を使用した関係者に多大の混乱と甚大な被害をもたらしている。

農林水産省は9月16日、事故米の売却を中止し、輸出国等への返送や焼却等廃棄する方針を打ち出すとともに流通先の社名を公表したが、事件を防止できなかった農林水産省の責任は重大である。

農林水産省は過去の立ち入り検査で、不正を見抜くことができなかったが、悪質な隠ぺい工作があったにせよ、立ち入り検査が事前に通告した上で行われ、転売先の調査は行っていないことなどを考え合わせれば、ずさんな監視体制であったと言わざるを得ない。

また、汚染が見つかった米を輸出国へ返品せず、費用をかけて長期間保管し、無理に流通させようとしたことが、被害を大きくする結果となったと言える。

さらには、汚染された米の管理・流通について、農林水産省と食品衛生法を所管する厚生労働省との連携が不十分であったことも要因である。

よって、国におかれては、事故米の流通経路の全容の解明と関連製品の安全分析結果を速やかに公表し、事故米とは知らずに購入した被害企業等に対して万全の支援措置を講ずるとともに、調査結果を踏まえた効果的な米流通システムの構築とそのための検査・監視体制の強化を早急に図るよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月7日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣